

おもてなしの宿魅力向上支援補助金

宿泊施設の魅力向上につながる施設整備、環境整備、
バリアフリー化に係る経費の一部を助成します

2次公募
決定！

補助率

おもてなしの宿魅力向上支援 対象経費（税抜）の **1/2以内**
バリアフリー化支援 対象経費（税抜）の **3/4以内**
※千円未満切捨て

申請期限

令和7年10月1日（水）から
令和7年10月31日（金）まで
※期間内であっても、市予算上限額に達した
時点で受付終了とします。

補助上限

宿泊施設の収容定員により設定

収容定員	補助上限	収容定員	補助上限
1～50人	300万円	101～200人	500万円
51～100人	400万円	201人～	600万円

補助対象者

市内で旅館業法第3条第1項の許可を受けて行
う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施
設で、5年以上の営業実績があるもの

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する施設
は対象外とします。

対象経費

おもてなしの宿魅力向上支援

施設整備

施設の魅力向上、衛生確保及び宿泊者のニーズ
充足のために必要な工事等に要する経費

- ・玄関・浴室・トイレ洗面設備等の整備
- ・内装の改修等（壁紙、畳、ふすまの張替等）
- ・外壁、屋根の改修等（塗装、防水対策等）
- ・その他市長が必要と認めるもの

環境整備

宿泊客の受入を行うに当たり必要な環境整備
に要する経費

- ・施設内の無料公衆無線LAN環境の整備
- ・照明器具類の整備
- ・冷暖房設備の整備（エアコン等）
- ・周辺景観の整備（電柱・電線等の移転、樹
木伐採）
- ・その他市長が必要と認めるもの

バリアフリー化支援

コンサルティング

バリアフリー化整備に向けた改善策の提示を受ける
コンサルティングに要する経費

バリアフリー化整備事業（施設整備）

バリアフリー化整備のため、補助対象施設及び施設
の敷地内で行う、施設等の整備に要する経費

バリアフリー化整備事業（客室整備）

バリアフリー化整備のため、補助対象施設及び施設
内で行う、宿泊施設の客室等の整備に要する経費

バリアフリー化整備事業（備品購入）

バリアフリー化整備のため、補助対象施設及び施
設の敷地内で行う備品の購入（改修工事を伴わな
いもの）

申請の流れ

① 申請書類の提出
令和7年10月31日（金）締切



② 補助金交付決定



③ 事業の実施



④ 実績報告書の提出
令和8年2月27日（金）締切



⑤ 補助金交付確定



精算請求

⑥ 補助金交付（振込）

提出書類（主なもの）

<申請時の提出書類>

- ☐ 補助金等交付申請書
- ☐ 事業計画書、収支予算書
- ☐ 旅館業許可書の写し
- ☐ 誓約書
- ☐ 事業譲渡証明書（事業継承している場合）
- ☐ 整備等に係る見積書の写し
- ☐ その他市長が必要があると認める書類

<実績報告時の提出書類>

- ☐ 補助金等実績報告書
- ☐ 事業実績書、収支決算書
- ☐ 補助事業の改修前後の写真・完了届等
- ☐ 使用木材出荷証明書、使用原木出荷証明書（天草産材を使用した場合）
- ☐ 請求書又は領収書の写し
- ☐ その他市長が必要があると認める書類

補助事業の詳細
必要書類はこちらを確認 ⇒



様式
ダウンロード
できます

本事業に関するお問い合わせ・申請窓口

●申請書類送付先

〒863-8631（※住所記載不要）

天草市役所 観光振興課 観光政策係 おもてなしの宿魅力向上支援補助金担当宛て

●電話番号 0969-32-6787（天草市観光振興課）

●電話受付時間 平日8:30～17:15

●メールアドレス kankou-a@city.amakusa.lg.jp

